

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年8月24日(火)			
会議時間	開会	午後3時00分	閉会	午後8時13分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤由利		副委員長 千葉信吉	
	委員 岩淵 優		委員 那須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅原 行奈	
	委員 門馬 功		委員 猪股 晃	
	委員 千葉 大作			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	鈴木保健福祉部長、菅原子育て支援課長、宮野児童家庭係長、長橋主査			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 放課後児童クラブの状況について			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年8月24日

(午後3時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会には、保健福祉部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

本日の委員会の進め方について説明します。

保健福祉部から放課後児童クラブの状況について説明を受けた後、休憩をし、お手元に配付の行程表のとおり現地調査を行います。

それではこれより所管事務調査を行います。

放課後児童クラブの状況についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長 : 今日は私のほかに子育て支援課長、児童家庭係長、担当の長橋主査の4人で説明させていただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは今日は説明させていただく時間を設けていただきましてありがとうございます。

せっかくの機会ですので、まず放課後児童クラブの状況といろいろな仕組みなど、そういったところを皆さんによく分かっていただきたいと思いますので、ちょっと説明が長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

本日は、タブレット端末のほうに4ページものの資料を入れさせていただいてございます。

4ページ目の資料ですが、字が細かい部分もあるのと、あとは2ページなどを説明するとき併せて4ページも見ていただきたいと思いますということで、4ページの部分をA3判で拡大して、用意させていただいたところでもあります。

それでは1ページの部分から説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の一関市内の放課後児童クラブの開設状況ということでございます。

ここに地域ごと、それから小学校区ごとに書いてございますけれども、市内には全部で本年については21の児童クラブがございます。

左のほうから、地域と小学校区、それから分かりやすいようにということで番号をつけてございました。

小学校区の中にどういった児童クラブがあるのか、運営形態が公設民営なのか民設民営なのかということと、委託している先、公設民営であれば指定管理をしている先、定

員、5月1日現在での登録の児童数、待機児童がいるのかいないのか、利用料金というように書いてございます。

全部で21の児童クラブがあるわけなのですが、運営形態のうち公設民営で指定管理を行っている施設は全部で11クラブでございます。

それから、民設民営が9クラブになります。

残る1つは公設公営というか、直営ということで、18番にあります室根児童クラブ、これについては直営でやっていたのですが、夏休み後から新しい校舎に移ってやっているわけなのですが、令和5年度から指定管理に移る予定としております。

今年度はそういう状況であります。

それで開設している場所ですけれども、約半分の10の施設については、学校の敷地内に単独の専用の施設を設けて行っている部分ですとか、千厩小学校の建設以降は校舎を統合などで新設する場合には、その校舎の中に放課後児童クラブを設置するという方針で行っておりますので、校舎の中で一体的にやっているといったような施設が10施設ございます。

それから、学校の近くの公有地、市が持っている土地に専用施設を建てたり、あとは学校近くの公的な施設を利用するといったようなところが6施設ございます。

10施設と6施設で合計16施設です。

残る5施設が、学校からちょっと離れたところで、上から順番に御紹介しますと、2番の放課後児童クラブ *waninaru* という児童クラブ、これは令和4年、今年度から始まっているもので、委託をしている先はA. JUST INNOVATION株式会社というところで、盛岡市にある会社なのですが、実は市内の児童クラブのシステム、パソコンなどのシステムを請け負っていた会社の一つで、しょっちゅう一関市に来て放課後学童クラブの状況を見ていたら、面白いなと、やってみたいなということで参入していただいたところであります。

場所は大町の岩手銀行一関支店の向かいの辺りのところに、場所を借りてやっているところがあります。

これが学校から離れているところです。

ここでは送迎を行っているということで、一関小学校区の中にあるわけですが、一関小学校以外の小学校の子供さんも預かっているということを聞いてございます。

それから8番、南小学校区のくまの子クラブ、これについても学校からちょっと離れていて、400メートルぐらい北側にある民家を借りて開設しているところがございます。

それから、12番の花泉町涌津地内にありますマルキの家学童クラブですが、このマルキの家学童クラブというのは、花泉地域診療センターの裏側、裏側というか北側のほうにあるところで行っております。

涌津小学校とは結構離れていますので、ここも送迎を行っているという状況です。

ここについては、現在の花泉小学校を建設中で、来年4月から新しい校舎の中で、指定管理者による管理を行う児童クラブというように今回の議会で条例の一部改正を行う予定にしております。

マルキの家学童クラブ運営委員会の人たちも含めて、7月に新しい花泉児童クラブの運営委員会が設立になったところです。

ですので、今年度中は民設民営でいきますけれども、新年度からはこの部分については、公設民営の指定管理ということをご予定してございます。

なお、13番の放課後児童クラブはずみの里については、花泉町老松地内、旧老松保育園でやっているところですが、ここは来年4月以降も単独の学童クラブで行ってきたいという意向があるところでございます。

それから、学校から少し離れているところは、16番の千厩学童クラブ、学校法人愛泉学園認定こども園千厩小羊幼稚園・こひつじ園の建物の中で行っている児童クラブがございます。

それから21番のきのみっこクラブ、ここについても学校から少し離れた場所になりますが、藤沢市民センターの黄海分館の別館を利用して行っているということで、学校から少し離れているというのは今の5つの児童クラブになります。

それから、御覧いただければと思いますが、利用料金についてはほぼ7,000円といったようなところがございますが、民設民営の部分で、2番の放課後児童クラブ w a n i n a r u が 8,000円、それから、12番の花泉地域のマルキの家学童クラブが9,000円、13番のはずみの里が8,000円、それ以外はひと月7,000円という利用料金としているところであります。

その表の下になります、1ページの下の2の運営経費についてであります。

公設民営の場合については、施設は市が設置し、施設管理と運営を委託、指定管理しているという形であります。

ですので、大規模修繕については市が負担し、小規模修繕については、委託先の皆さんのほうでしていただくということにしてございますし、民設民営の場合については、施設については運営者が用意して運営を委託する。

ただし、施設を借り上げたりする経費については、補助と書いていますが、ほぼ満額の補助金を出しているといったようなところがございます。

2ページに移りますが、運営経費のうちのウの委託料（指定管理料）の内訳についてであります。

原則としましては、国の交付金基準額を委託料の額としております。

その基準額は開所の日数ですとか、児童数に応じて基本額に、開所時間ですとか、付加的な事業の実施により加算された額ということになります。

そこで委託料の一例をここに載せてございます。

お手元のA3判の資料も併せて御覧いただきたいと思っております。

ここを出している委託料の例では、事業の内容として、開所の日数が年290日で、平均利用児童数が40人だった場合ということで想定しました。

紙の資料の左のほうになります。

この資料が令和3年度と令和4年度の基準額の差額として出してきた資料を使わせていただいたのでちょっと余計な部分もありますが、この太枠の部分を御覧いただきたいと思っております。

年間の平均利用児童数が40人の場合で開設日数250日以上ということだと467万6,000円となっています。

ですので、基準額が467万6,000円ということになります。

それから、2ページのほうの平日の開所時間については、この例の場合だと12時から19時、これが一般的な例ですけれども、この場合、基本は6時間以上開所して、かつ18時を超えた場合の加算の分となります。

紙の資料の右上に開設日数250日以上の基本加算単価というところ、一番上ですが、開所日数加算が1日当たり1万9,000円ですので、290日の開所ですから、1万9,000円掛ける40日ということで76万円が加算になるということになります。

それから、長期休暇時の開所時間ということで、6時間以上かつ18時を超えてということで、ここの場合だと1時間を超えていますので、紙のほうの右上の平日1時間ということで40万7,000円が加算になります。

長期休暇分という部分については、1日8時間を超える時間の年間平均時間ということになりますので、長期休暇時に8時から19時ということだと11時間の開所になりますので、8時間を超える部分が3時間になりますので、この18万3,000円に3時間分を掛けて54万9,000円が加算になる。

それから、2ページの障害児受入推進事業ということで、障害児を受入れするために職員を加配した場合の加算ということで、1人の職員を加配したことを想定した例ですけれども、195万6,000円が加算になりますというのが、紙の資料の右側の3段目の各種加算というところの一番上になります。

2ページの放課後児童支援員等処遇改善等事業ということで、開所時間の延長とか、質の向上に取り組んで一定の処遇改善を行う場合の加算ということで167万8,000円を加算すると合計で1,002万6,000円、これが年間の市からの委託料になります。

2ページのほうの欄外に米印で、委託料額は基準額と実支出額の低いほうとなりますということですので、この例の児童クラブですと、1,002万6,000円を下回る、例えば980万円しか経費がかかっていませんというときには980万円しか委託料としては出せない、いずれか低いほうという形になります。

それから、指定管理型児童クラブの指定管理料については、上記の基準額から、市が直接支出する経費ということで、備品購入費ですとか、修繕費ですとか、そういったものを実際に市が出している部分があれば、その部分を差し引いた形で15万円ぐらい、一律15万円をここから差し引いて支払うといった形になっております。

なお、ここで言う例だと、約1,000万円ということですが、先ほど21の児童クラブがあるというお話をしました。

今回、9月通常議会に出す令和3年度の決算額は2億5,300万円ほどになります。

この基準額については、国と県と市がそれぞれ3分の1ずつを支出するということになっておりますので、2億5,300万円のうち、市の一般財源での持ち出しは9,300万円ほどという形での決算になっております。

2ページのほうに戻りますが、エの使用料（利用料金）となります。

運営形態が直営の場合の使用料は、市の条例によって7,000円ということになっておりますし、公設民営の場合については、7,000円を上限に市と事業者が協議の上、定めるということになっておりますので、先ほど見ていただいたように、ほかも大体7,000円になっております。

民設民営の場合は事業者が定めていいのですが、8,000円のところが2か所、9,000円

のところが1か所という状況になっております。

その右側の減免制度というところですが、直営の場合、生活保護世帯については全額減免です。

それから、市民税の非課税世帯、母子世帯、父子世帯、それから第2子については、半額という減免をしてございます。

公設民営の施設、民設民営の施設についても、市と同様の減免を行った場合には、その減免分を指定管理料であったり、補助金であったりで支給しているという状況です。

3の職員の研修についてでありますけれども、市が主催する研修会を年2回開催しております。

そのほか、岩手県などが主催する研修について、案内が来たときにはそれぞれの主催者のほうに案内をしているというところなんです。

それから、4の運営に係るガイドラインについてですが、どの運営形態の児童クラブについても、国で定めた基準というものがあつたのですが、その国の基準を参酌し市町村で定めた基準により運営するということになっております。

国の基準については、令和元年度まではそれによるということだったのですが、令和2年度以降、参酌化され、市町村が独自の基準を設けることができるようになりましたが、市の基準については国基準とほぼ同じ内容となっているということで、その内容はどのようなになっているのかというのは3ページに概要として書いてございます。

一般原則として対象者については、小学校に就学しており、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とするということと、それから目的については、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図るということを目的としております。

施設についてですが、専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65平米以上という基準を定めてございます。

それから、定員については、1つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするということにしております。

それで、先ほどの表の中で、例えば一関小学校のわかばクラブというのは、定員が104人ですけれども、そこは支援の単位が3つあるということです。

その単位ごとに年間の平均利用児童数が40人だったら、先ほどの基本の467万6,000円ですし、年間平均したら30人でしたというとならば452万円という形になっています。

紙の資料のほうを見ていただければと思いますが、児童数が36人でも、45人でも同じ467万6,000円で、46人を超えると金額が下がってくるのです。

ですので、一番経営的に効率よく運営するには36人、年間平均児童数が36人だと一番いいというところでもあります。

あとはその1つの部屋の大きさとかもあって、40人ぐらいということが、一つの目安として、国のほうでも定めておりましたので、市の基準もそのとおりにしているということです。

それから3ページに戻りますが、定員の次の職員については、職員の訓練・研修ということについては、児童の健全育成に必要な知識・技能の習得、維持、向上に努めること、事業者は職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保することということを求め

ております。

職員の配置については、先ほど言いました、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置すること。

ただし、そのうちの1人は補助員可ということにさせていただきます。

この放課後児童支援員という資格については、県が行う放課後児童支援員認定資格研修というものがございます。

年に4日間、2回に分けて、2日間、2日間で4日間ぐらいの研修ですけれども、それを受講した方がこの放課後児童支援員として認定されるわけです。

そういった人、支援の単位ごとに、2人以上、そのうちの1人はそういう資格のない方でもいいですということになります。

「みなし支援員」についてということで、これについては、市の独自の基準なのですが、人がいないので、今年受講させるから何とかしてくれという場合、当年度中に放課後児童支援員認定資格研修を受講する人については、当初から支援員とみなすということでやってございます。

国ではそのような基準が平成27年あたりにできたのですがけれども、令和2年3月31日に終了した経過措置を市独自では当面の間はもう少し、その年に受けるのであればいいですということにしております。

それから、運営の部分では開所時間・日数、年間の開所日数は250日以上を原則とします。

それから、1日当たりの開所時間は、学校が休みの日は8時間、土曜日も含めて、それ以外は3時間以上を原則とするということ。

それから、連絡・連携については保護者と密接に連絡をとること。

関係機関と連携して児童の支援に当たることということを市の基準ということで、運営に関する基準を定める条例を定めて、条例の中でこうしたことを規定しているところであります。

最後になりますが、課題についてということであります。

利用の希望については増加傾向が続いている状況であります。

増加に対応した施設の整備や、人員の確保が難しいということでもあります。

増加の部分については、平成27年頃の制度改正の頃から3年間か4年間のうちに、整備するよにということ順次整備を進めてきました。

どうしてもその敷地内に増築が難しいというところについては、学校、校舎内の余裕教室、そういったところを使って、2単位目、3単位目を設けているといったようなところもあります。

それから2つ目の黒ポツで、これまでは基準に合致した施設整備を重点的に行ってきたわけなのですが、それぞれの児童クラブの質の向上について、職員の資質の向上なども含めて取り組んで、そちらのほうにシフト、力を入れながら取り組んでいかなければいけないと感じているところでございます。

説明については以上です。

委員長 : それでは、これより質疑、意見交換を行います。

那須委員。

那須委員：私も大東地域出身ですので、大東地域のことを確認させていただきます。

1 ページの表です。

大原小学校の児童につきましては大東児童クラブに入所可能というように括弧内に表示がありますけれども、この表が5月1日現在ということであまり気になっていないのが、大原小学校のある施設を利用して、そういった運営をしているような話を聞いているのですが、先ほど保健福祉部長から学校施設外の6施設については紹介いただいたのですが、大東地域の東大原小学校についても、この施設自体は大東中学校の敷地にあるような認識をしているのですが、先ほど6の施設の説明の際、紹介がなかったので、カットされた理由について、2点ちょっと確認をさせてください。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：後段のほうからお話をさせていただきますが、14番の大東児童クラブ、校舎からはちょっと離れているのですけれども、学校の近くの公有地というところに分類したところですので、先ほど個別に御紹介した5施設とは別に学校近くの公有地ということで、6施設のほうに分類させていただいたところでもあります。

なお、大東児童クラブを設置する時に、どのぐらいの規模がいいのだということでアンケート調査などをやりながら適切な規模で作ったはずなのですが、その後急激に利用希望が多くなって、そこの施設だけでは全然足りなくなって、現在はその学校内の余裕教室と2か所に分かれて活動しているという状況であります。

委員長：長橋主査。

長橋主査：大原小学校区の放課後児童クラブの状況についてですけれども、大東児童クラブが夏休み、冬休みの期間限定で大原小学校の校内に支援の単位を、3番目の単位を増やすという形で、大原小学校内で期間限定の児童クラブを運営してくださることになっております。

この夏休みから大原小学校の中で、大東児童クラブは3番目の支援の単位を設けて運営しているということでした。

委員長：那須委員。

那須委員：分かりました。

夏休みから大原小学校のどこでやっているのか分かりませんが、最初、体育館の道具を入れておくところという話も聞いていたのですけれども、環境が悪いところということも聞いていたのですが、今は教室みたいなところということも聞いておりますが、その辺やはり大事な子供を放課後に預けるというような施設でありますので、その辺は少し、夏休み、冬休みという期間限定ということの中で、同じ施設、同じ場所を使うかと

思うのですけれども、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですが、保健福祉部長から2つの課題についてお話をされました。

私も放課後児童クラブの職員の方、資格がある方、放課後児童支援員資格を持っている支援員の方と直接お話をしているのですが、やはり規則で2人のうち1人は補助でいいというような話もありましたが、やはりそういった研修をしっかりと充実をさせていただいて、放課後児童支援員の方をしっかりと整えていただく、大東児童クラブのほうでも人員は足りないとのこと。

ましてや、今言ったとおり大原小学校のほうに大東児童クラブから職員が何人か出張して行っている状況であると。

その辺も含めやはりそういったその放課後児童支援員を充実させていただきたいというお話もありますので、その課題として捉えている内容について2つ目の黒ポツでは、各児童クラブの資質向上ということで、職員の資質の向上という話もありましたが、そういった人員体制、そしてしっかりと研修をしながら資格を取っていただきながら、そういった体制を取るような状況をしっかりと作っていただきたいと思います。

意見としてお話しします。

委員長：猪股委員。

猪股委員：3点ほどお伺ひいたします。

1つ目は、1ページの放課後児童クラブの状況ですけれども、一関地域では定数に対して登録児童数が多い児童クラブが何か所かございます。

登録なので実際に来ている人たちは、定員オーバーしても対応できるものなのか、この辺の仕組みというか、この表からだとはよく分からないので、仕組みを教えてくださいなと思っております。

それから2つ目は、委託料と使用料から多分放課後児童クラブは成り立っているということなのですが、先ほどの4ページ目の交付基準、人数が70人になると300万円弱に交付金が減ってくるということなのですけれども、使用料も含めて運営をしているということになると、減った分は人数が多いから使用料の中で、うまく財源を回して職員を雇用して子供たちの対応をしているのか、ちょっとこの辺の仕組みがどのようになって経営が成り立っているものかということをお伺ひしたいと思っております。

それから3つ目は、花泉地域、私も初めて聞きましたけれども、私が花泉支所長をやっていた時はマルキの家学童クラブと放課後児童クラブはずみの里を合わせて一つの放課後児童クラブをつくるというような流れであったのですけれども、その後の議論の中で、マルキの家学童クラブがメインとなって、新しい公設民営の児童クラブを花泉小学校内につくると、それから放課後児童クラブはずみの里はそのまま今の施設を使ってクラブを運営するということになった場合に、新しくつくられる小学校の児童クラブの規模というのはどれくらいになるものなのかと思っておりますし、あと将来的に放課後児童クラブはずみの里の施設はかなり古い施設でして、このまま続けられるのかというようなちょっと危惧もあります。

その辺の行政側の見立て、どのように見ているのかということ、3点をお伺ひいたし

ます。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：1点目の定員を超える仕組みというお話でございましたが、面積要件、先ほど児童1人当たり1.65平方メートルということをお話ししましたが、それをおおむね満たしていれば、定員を超えて受け入れられるという状況にしております。

例えば、1番のわかばクラブについては、104人の定員ですけれども、面積を104人で割り返すと2.14平方メートルということで余裕があるという部分で、定員を超えて受け入れをしているところもあります。

その1.65平米というのもおおむねということで話をしていますので、その施設の状況を見ながら、ここまでは大丈夫だということでも受け入れているところもあるという状況であります。

その辺も含めて先ほどの課題として申し上げた質の向上というところ、職員の質だけではなくてそういう環境の質ということも、考えなければいけないと思っております。

それから委託料と使用料で経営が成り立っているかという御心配もいただいたところですが、例えば、1番のわかばクラブで言いますと定員は104人です。

先ほどの説明の時にわかばクラブについては支援の単位を3つでやっていると言いましたが、それぞれの3つの内訳、例えば35人、35人、34人ということであれば、先ほど紙でお渡しした国の基準の部分でいうと、先ほど猪股委員からは70人だと300万円に減るということなのですが、1つの単位が35人だと465万円ですので、465万円の35人の単位が2つで930万円、それに34人のもう1つの単位が460万で、この基本の部分だけで、1,390万円というように、単位ごとにこういう加算をしていくというような形になりますので、大分いいのかなというような感じしております。

委員長：長橋主査。

長橋主査：私からは3番目の花泉児童クラブのことについて、進捗、検討状況について、お話ししたいと思います。

当初、確かに委員のおっしゃるとおり、マルキの家学童クラブと放課後児童クラブは、はずみの里、両クラブが地域の運営委員会と一緒にいって、一つの児童クラブを立ち上げるという予定でございましたけれども、検討を進めていく中で、放課後児童クラブははずみの里を運営しているNPO法人里山自然学校はずみの里のほうで学区外のお子さんも利用されている児童クラブということで、そのお子さんたちが引き続き放課後児童クラブはずみの里を利用していききたいという希望もあるということで、放課後児童クラブはずみの里は継続したいというお話が出てきました。

ということで、放課後児童クラブはずみの里は、新しい地域の運営委員会のほうには基本参画はしないで、独自に経営をしていくという意向を確認し、今回立ち上げた地域の運営委員会には入っていないということになっています。

ただ、学校の中に新しく児童クラブができるということで、多くのお子さん、花泉小学校の多くのお子さんたちは新しい児童クラブのほうを使われるようになるのかなというところで、放課後児童クラブはずみの里に関しては今2単位で児童クラブをやっていますけれども、来年度以降は2単位は維持できなくなる、1単位になるのかなと思っています。

そうすると児童の数も減っていきますし、その学区外のお子さんが卒業した後、学区外の利用希望があるのだろうかというところで、私たちも維持できるのか、ちょっと懸念はしているところでした。

以上です。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：新しい花泉小学校にできる放課後児童クラブの定員という話でしたが、単位を4単位で151人定員というところで現在考えているところでございます。

委員長：本日は移動の時間がございますので、質疑はあとお1人にさせていただきたいと思えます。

岩淵委員。

岩淵委員：1ページの一覧表の中で、登録児童数が1,310人とありますけれども、人数も増加傾向にあるのかということを確認したい、教えていただきたい。

この委託料の中に障害児受入推進事業がありますが、今発達障害のお子さんが増えてきています。

あるところでは、うちの子もお願いしますと言ったら、そういうお子さんを指導できる職員といえますか、指導者がいないので、ちょっと無理ですという話がありました。

その辺は今どういうようになっているかということが2つ目です。

それから、3ページの5の課題の中に、施設の整備や人員の確保が難しい状況と書かれています。

ここの対策、何か取組をされているのか、そこをお聞きしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：総体の受入れの状況ということですが、3年ほどの状況で申し上げますと、放課後児童クラブ自体は、放課後児童クラブwaninaru、きのみっこクラブが増えたという状況もありますけれども、平成30年度の5月1日現在では、1,005人でありましたが、令和元年度は1,160人、令和2年度は1,184人という状況で、今回、令和4年の5月は1,310人ということですので、子供の数は減っている状況ですが、需要は増えているということで、御夫婦で働かれていますという家庭などが増えているのかなというところがあります。

それとおじいさん、おばあさんが家にいないとか、そういったこともあるかもしれま

せん。

それから、障害児の受入れの状況ということですが、確かに、その障害の程度によっては、なかなかスキルがないので無理だということもあるような話をちょっと伺っておりました。

その辺を含めて対策がないという話でしたけれども、市なり、県なり、例えば社会福祉協議会とか、そういうところで主催してやる研修会などがありますので、そういうものをぜひ受けて、スキルを高めてくださいという紹介と、そういう各種研修の案内、参加は任意ということにしていますが、できるだけ研修を受けてくださいということをお願いをして、あとはそれぞれの運営される団体のほうで、人を確保するのが難しいときに横のつながりなどで、こういう人を知っているなどこういったようなところの情報などもお互いに情報提供し合いながらできるような体制を組んでいきたいと思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：一つだけ、小学校では普通学級の中に一緒に勉強されているちょっと支援が必要なお子さんもいる。

それから、ちょっと厳しくて、支援学級のほうに行くお子さんもいる。

そうでないお子さんもいる。

そういうところが一斉に休みになったり、放課後になって、条件といたしますか、子供から見れば同じなわけです。

といったときに、学校のほうは学習支援員などの支援員が少しずつですけれども、充実してきている。

先ほど保健福祉部長がおっしゃったように、放課後児童クラブを利用されるお子さんが増えてきている。

そういう時代背景があるものですから、そこはしっかり行政も取り組んでいく、そのそういう支援が必要なお子さんも、運営形態が民設民営であったり、公設民営であったり、様々ありますけれども、その指導員のところをいろいろな県、先ほど保健福祉部長がおっしゃったように、県のほうで様々な研修をやっているのでも、ぜひ講習を受けてくださいだけではなくて、もっと踏み込んだ形で何かしていかないと、この放課後児童クラブの運営のところ、かなりぎりぎりのところで行っているというのが実感なのです。

そういう意味ではそこはしっかり行政として私は取り組んでいってほしいと思います。

そうでないと未来ある子供さんのためですから、そこをどのようにお考えなのかもう1回お聞きしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：放課後児童指導員の育成という部分で、もう少し踏み込んで市のほうで取り組むべきではないかという御指摘を頂戴しました。

その学校の運営のほうではきめ細やかな指導とかという事業を組みながらやっている

部分もありますので、その辺も参考にしながら取り組んでいきたいと思ひます。

なお、先ほど2ページのところで障害児受入推進事業、195万6,000円というお話をしたのですが、障害児2人まではこの金額というのが国の基準であります。

紙でお渡しした資料にはそこまでしかないのですが、1単位当たり3人以上の障がいを持つ子供さんを受け入れる場合はまた違うメニューがございますので、そういったものを紹介しながら、そもそも人がいないというところについては、今後の課題ということで踏み込んだ形でというような御意見も頂戴しましたので、運営主体のほうに任せるだけではなく、一緒になって確保に取り組んでいきたいと思っております。

委員長：ありがとうございます。

それでは、質疑、意見交換はこの程度といたします。

当局の皆さんには、資料作成、そしてお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 15:54～20:12)

委員長：再開します。

本日の現地調査につきましては、後日、委員会を開催し、委員の皆様と意見交換を行いたいと思ひます。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、本日の放課後児童クラブの状況についての調査を終わります。

御苦労さまでした。

(午後8時13分 終了)